

大阪市会議長 様

2021年9月10日
大阪市学童保育連絡協議会
会長 野口有美
大阪市中央区谷町 7-2-2-202
TEL : 06-6763-4381

放課後児童健全育成事業（大阪市留守家庭児童対策事業）の拡充を求める陳情書

陳 情 趣 旨

2015年、放課後児童健全育成事業（大阪市留守家庭児童対策事業）は、「児童福祉法」に加え、新たに「子ども子育て支援法」に基づく事業として子ども子育て支援制度が始まり、大阪市においても「大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年9月22日条例第102号）が定められ、平成30年に大阪市議会として国に向けた「放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書」（平成31年2月22日）を全会派一致で採択しました。

近年、放課後児童健全育成事業の利用児童数と施設数が増加し、昨年新型コロナウイルス発生以降未だに終息の見えないコロナ禍においても各放課後児童クラブは、大阪市からの開所要請に応え、働く保護者の就労を保障するために午前から開所しました。これまで以上に、社会や地域からも子育て支援施設としての役割をますます求められています。

しかし、現在大阪市内においては、全小学校の半数しか放課後児童クラブが設置されておらず、本来放課後児童健全育成事業の利用を希望する家庭においては、校区内の施設に通うことができないため校区を超えて登所したり、そもそもの放課後児童健全育成事業の利用自体を諦めるということが起きています。また、近隣に放課後児童クラブがないために、大阪市のホームページのみの広報では、保育内容や生活内容などの具体的な情報を、利用希望者が知ることが困難という課題も生まれています。

保護者の働きながらの子育て支援と子どもたちに安心・安全な保育を実現していく為に、下記の項目について、陳情します。

陳 情 項 目

1. 教育委員会を通じて、各小学校へ就学前検診や入学説明会の際には、放課後児童クラブの保育内容を知らせる入所ビラを、校内で配布できるよう調整してください。
2. 放課後児童クラブが所在する校区外から通う児童が安心・安全に通えるように、国の送迎支援事業を予算化してください。